

令和3年度

高齢者向け住宅リフォーム助成事業のご案内

【高齢者向け住宅リフォーム助成事業について】

この助成事業は、介護・支援を要する高齢者（65歳以上）がいる世帯に対し、住宅をその高齢者に適するようにリフォームを行う場合、費用の一部を助成して、高齢者の自立の助長や、その家族等の介護者の負担軽減を図るものです。

【助成対象世帯】

新潟市内に住所を有し、次に該当する世帯が対象となります。

- ・要支援または要介護1～5の介護認定を受けた高齢者がいる世帯で、世帯員の前年の収入合計が600万円未満の世帯
- ・過去に『高齢者向け・障がい者向け住宅リフォーム助成』を受けたことがない世帯（助成は一世帯につき一回のみ）

【助成対象住宅】

高齢者本人が現に居住しているか、もしくは工事完了後すみやかに居住する住宅。
借家の場合は、家主等の承諾が必要。

【助成対象工事箇所】

- ・浴室、トイレ、玄関、台所、廊下、階段、居室、洗面所、玄関先等で高齢者の日常生活の改善に直接かかわる改造工事を行う場合対象となります。
- ・既存の住宅内の改修を対象とし、新築工事や、増築となる工事は対象になりません。
また、借家の場合は共用部分の工事は除きます。

○改造工事例

- ・浴室－ 手すり、シャワー、入浴台等の設置
浴槽、浴室内の改修（据え置き型浴槽から半埋め込み式浴槽、段差の調整など）
- ・トイレ－ 手すりの設置、トイレ内の改修（和式から洋式便器など）
- ・玄関－ 手すり、スロープ等の設置など
- ・居室－ 和室を洋室に改修、手すりの設置、段差の調整など
- ・台所、廊下、洗面所－ 手すりの設置、段差の調整など
- ・階段－ 手すり、滑り止めの設置など
- ・玄関先－ スロープ、手すり、段差解消機の設置など

○介護保険住宅改修費給付との併用ができます。給付対象工事が20万円を超えた場合は、超えた額を助成の対象とします。また給付を使わず助成制度のみ利用も可能です。

【助成額】

世帯区分	助成率	助成限度額	助成対象経費に助成率をかけて、助成限度額を下回る場合は低い方の金額となります。 (千円未満切捨)
生活保護世帯	100%	30万円	
所得税非課税世帯	75%	22.5万円	
所得税課税世帯	50%	15万円	

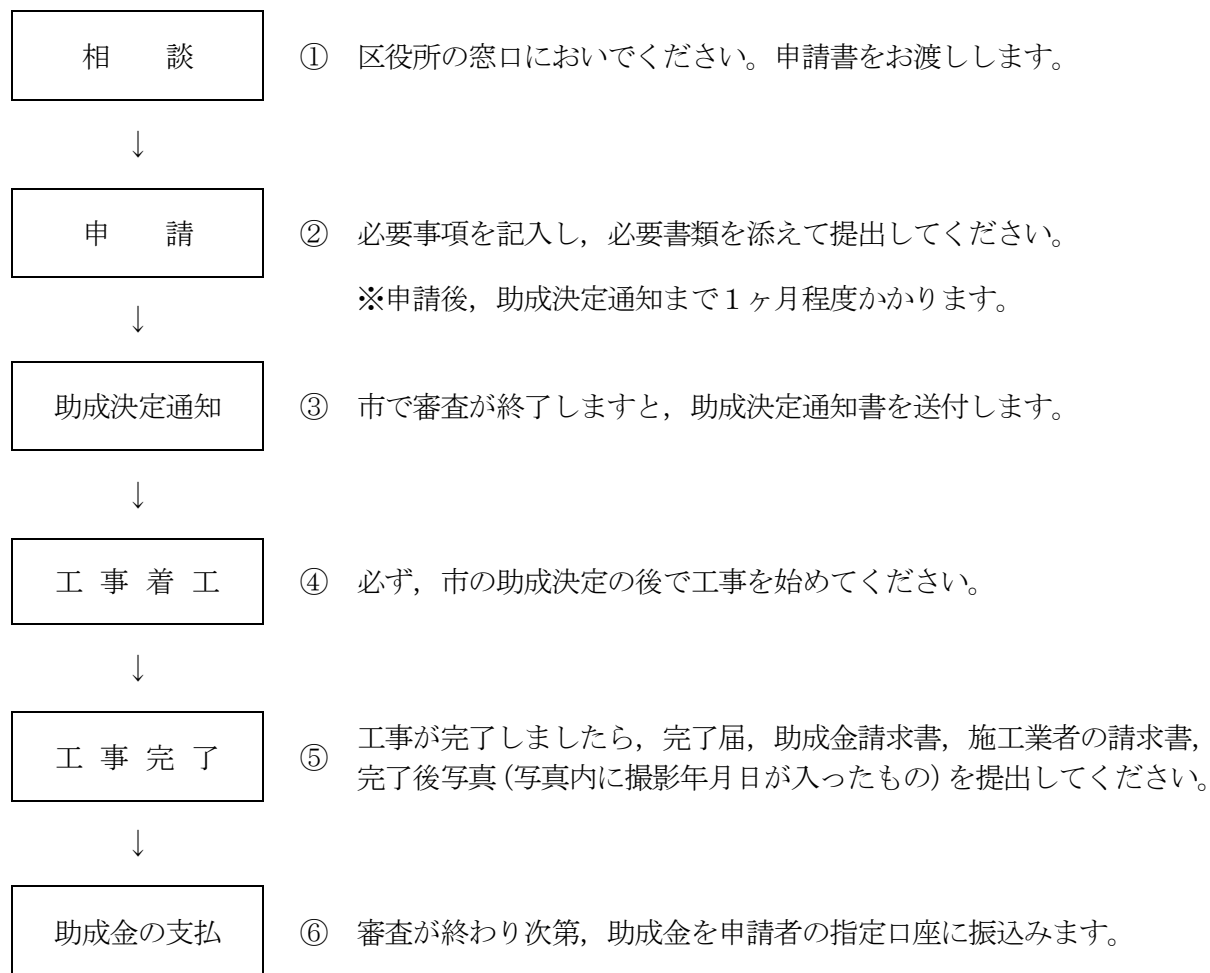
申請書の添付書類

(申請書を提出する時に、必ず添付してください。)

種 類		通数	備 考	請求先等
所有関係	<input type="checkbox"/> 「家屋評価証明書 ^(※1) 」又は「固定資産税納税通知書(要課税明細書)」の写し	1通	住宅内の改修をする場合	※1・2 「家屋評価証明書・土地家屋評価証明書」
	<input type="checkbox"/> 「土地評価証明書 ^(※2) 」又は「固定資産税納税通知書(要課税明細書)」の写し	1通	住宅外(玄関先など)の改修をする場合	市税事務所, 各区役所等税証明窓口
	<input type="checkbox"/> 「公営住宅模様替工事承認決定書」等の写し	1通	公営住宅の場合	* 事前に管理先へ申請が必要
	<input type="checkbox"/> 住宅リフォーム工事承諾書	1通	所有者が同居家族以外の場合, 借家の場合	
住所関係	<input type="checkbox"/> 同居同意書	1通	工事完了後に同居予定の場合	
所得関係	<input type="checkbox"/> 「市民税申告書」又は「源泉徴収票」の写し	1通	<u>同居世帯で未申告者又は転入者がいる場合, その方の分が必要</u> ※直近の年度分	
	<input type="checkbox"/> 「被保護者証」の写し	1通	生活保護世帯の場合	* 申請時有効なもの
工事関係	<input type="checkbox"/> 「工事見積書」	1通	様式第2号	工務店等施工業者
	<input type="checkbox"/> 「工事計画図」	1通	改修前と改修後の図面が必要	施工業者またはご自分で
	<input type="checkbox"/> 「着工前写真」	数枚	工事予定部分の写真(写真内に撮影年月日が入ったもの)	施工業者またはご自分で
(その他) 介護保険 住宅改修費 併用の場合	<input type="checkbox"/> 「介護保険住宅改修費支給申請事前確認書」	1通	担当のケアマネージャー等に作成を依頼してください。	
	<input type="checkbox"/> 「住宅改修が必要な理由書」	1通	高齢者向け住宅リフォーム助成と併用の場合は, 申請書と一緒に提出してください。	
本人確認	<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し	必要数	顔写真あり(免許証等)は1通 顔写真なし(被保険者証等)は2通 ※代理人による申請も可能です。必要書類は各区役所にお問い合わせください。	

申し込みなどの手続きについて

(介護保険住宅改修費給付を受ける方は、平行して手続きができます。)



※このほか、申請内容や工事箇所をより詳細に確認させていただくため、対象世帯へ工事前または工事後に訪問調査を行う場合があります。

<問い合わせ>

- 高齢者支援課高齢者福祉係 電話：025-226-1290
- 北区健康福祉課高齢介護担当 電話：025-387-1325
- 東区健康福祉課高齢介護担当 電話：025-250-2320
- 中央区健康福祉課高齢介護担当 電話：025-223-7216
- 江南区健康福祉課高齢介護担当 電話：025-382-4383
- 秋葉区健康福祉課高齢介護担当 電話：0250-25-5679
- 南区健康福祉課高齢介護担当 電話：025-372-6320
- 西区健康福祉課高齢介護担当 電話：025-264-7330
- 西蒲区健康福祉課高齢介護担当 電話：0256-72-8362